

公募型プロポーザル方式派遣業務の実施について

明石市教育委員会事務局学校教育課の明石市外国語指導助手(ALT)派遣業務について公募型プロポーザル方式派遣業務(以下「プロポーザル方式」という。)を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業 務 名 | 明石市外国語指導助手(ALT)派遣業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 明石市立幼稚園・小・中・特別支援学校及び明石市教育委員会が指定する場所 |
| (3) 業 務 概 要 | 外国語・外国語活動、国際理解教育に関する外国語指導助手(ALT)の派遣業務 |
| (4) 履 行 期 間 | 2023 年(令和 5 年)4 月 1 日から 2026 年(令和 8 年)年 3 月 31 日まで (地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約) |
| (5) 見 積 限 度 額 | 87,675,000 円(税抜) |

2 プロポーザル方式参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品の製造・売買及びサービス業務部門)のサービス業務の部に、契約の種類が人材派遣で登録されていること。
- (2) 2012 年(平成 24 年)4 月 1 日から 2022 年(令和 4 年)10 月 31 日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る外国語指導助手(ALT)派遣業務を派遣元事業者として完了した業務実績を有すること。
- (3) 適正な業務責任者を配置できること。(資格及び専任性は問いません。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 明石市契約規則(平成 5 年規則第 10 号)第 3 条の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (7) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (8) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。

- (9) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限の過ぎていないもの）を除く。

- (10) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 選定のスケジュール

| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 2022年(令和4年)11月18日(金)午後1時から | 公告文等明石市ホームページ掲載 質問書 FAX 受付開始 |
| 2022年(令和4年)11月25日(金)午後1時まで | 質問書締切 |
| 2022年(令和4年)11月29日(火)午後1時から | 質問に対する回答を明石市ホームページで公表 参加申請書等の受付開始 |
| 2022年(令和4年)12月7日(水)午後5時まで | 参加申請書等の受付終了 |
| 2022年(令和4年)12月16日(金) | プレゼンテーション（1参加申請者30分程度） |
| 2022年(令和4年)12月22日(木)午後1時から | 選定結果の明石市ホームページ公表 |

4 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間

2022年(令和4年)11月18日(金)午後1時からダウンロード可能

- (2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより提出書類等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、明石市教育委員会事務局学校教育課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5055）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に FAX（078-918-5111）により明石市教育委員会事務局学校教育課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2022年(令和4年)11月18日(金)午後1時から2022年(令和4年)11月25日(金)午後1時まで

- (2) 質問に対する回答

2022年(令和4年)11月29日(火)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 提出期間 2022年(令和4年)11月29日(火)から2022年(令和4年)12月7日(水) **【必着】**

※ 2022年(令和4年)11月29日(火)午後1時に、市のホームページに仕様書等に関する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認後に郵送してください。

- (2) 提出場所 〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市教育委員会事務局 学校教育課

公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

TEL 078-918-5055

(3) 提出方法 郵送(持参による提出は認めません。)

- 書留等(簡易書留も可。郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法)で上記提出場所に郵送してください。
- 明石市教育委員会事務局学校教育課への郵便物の必着期限は、2022年(令和4年)12月7日(水)です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- 使用する封筒は、宛名シール(様式3)を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。
- 複数の封筒を使用する場合は、それぞれ宛名シール(様式3)を貼り付けてください。
- 提出した申込書類等は引き換え、書き換えもしくは撤回することができません。
- 参加者は、質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を明石市ホームページで確認した後、申込書類等を郵送して下さい。
- 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式派遣業務参加確認書(様式2)に貼付し、FAX(078-918-5111)により明石市教育委員会事務局学校教育課へ送信してください。

(4) 提出書類(参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。)

ア 公募型プロポーザル派遣業務参加申請書(1部/様式4)

※業務責任者の雇用関係を証明する書類(写)を添付

イ 参考見積書(9部/1部は代表者印のあるもの 8部は複写で可/様式5)

ウ 参考業務費内訳書(表紙)(9部/1部は代表者印のあるもの 8部は複写で可/様式6)

エ 参考業務費内訳書(本体)(9部/任意様式)

オ 企画提案書(9部/「企画提案書作成要領」参照)

カ 公共性(施策反映)評価提出書(9部/「公共性(施策反映)評価について」参照)

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではありません。)

※発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

- ・ 個人の場合・・・その3の2(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)
- ・ 法人の場合・・・その3の3(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)

7 選定方法

別添「明石市外国語指導助手(ALT)派遣業務 派遣元事業者選定要領」参照

8 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

- (1) 日時 2022年(令和4年)12月16日(金) ※時間は参加申込書等の受付終了後に連絡します。
- (2) 場所 明石市役所北庁舎5階 ICT研修室

9 契約の締結について

(1) 派遣元事業者

明石市外国語指導助手(ALT)派遣業務 派遣元事業者選定要領の選定委員会において選定された事業者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、派遣元事業決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号^アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

(4) 年度開始前準備行為

「公募型プロポーザル」については、2023年度(令和5年度)予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本派遣業務における予算が成立した場合には、当該派遣元事業者(予定)と2023年(令和5年)4月1日に契約を行うこととなります。〔ただし、2023年(令和5年)4月1日時点においても契約予定者が「公募型プロポーザル方式」参加要件の全ての項目を満たしている必要があり、「公募型プロポーザル」参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合には失格となります。この場合においては、次順位以下の「公募型プロポーザル」参加要件を全て満たす者と契約を行うこととなります。〕

なお、本派遣業務における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本「公募型プロポーザル」等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本「公募型プロポーザル」参加者の負担となりますのでご注意ください。

(5) その他

派遣元事業者(予定)が契約締結までに「2 参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな派遣元事業者(予定)とします。

10 契約条件

(1) 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合があります。

(2) 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください(税抜きで記載)。契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

(3) 支払条件

前金払 無 部分払 有 12か月均等払い

(4) 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ(入札コーナー)において閲覧することができます。

1.1 長期継続契約について

本派遣業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、2024年度(令和6年)以降において、本派遣業務における予算が削除された場合又は減額された場合は契約を変更又は解除することがあるので、了承の上、プロポーザルに参加すること。

1.2 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

1.3 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール(様式3)を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の実証が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの(参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。)
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル派遣業務参加申請書に申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

1.4 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても当該プロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

15 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、派遣元事業者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な業務責任者等の配置が条件となっている場合に適正な配置業務責任者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定業務責任者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。